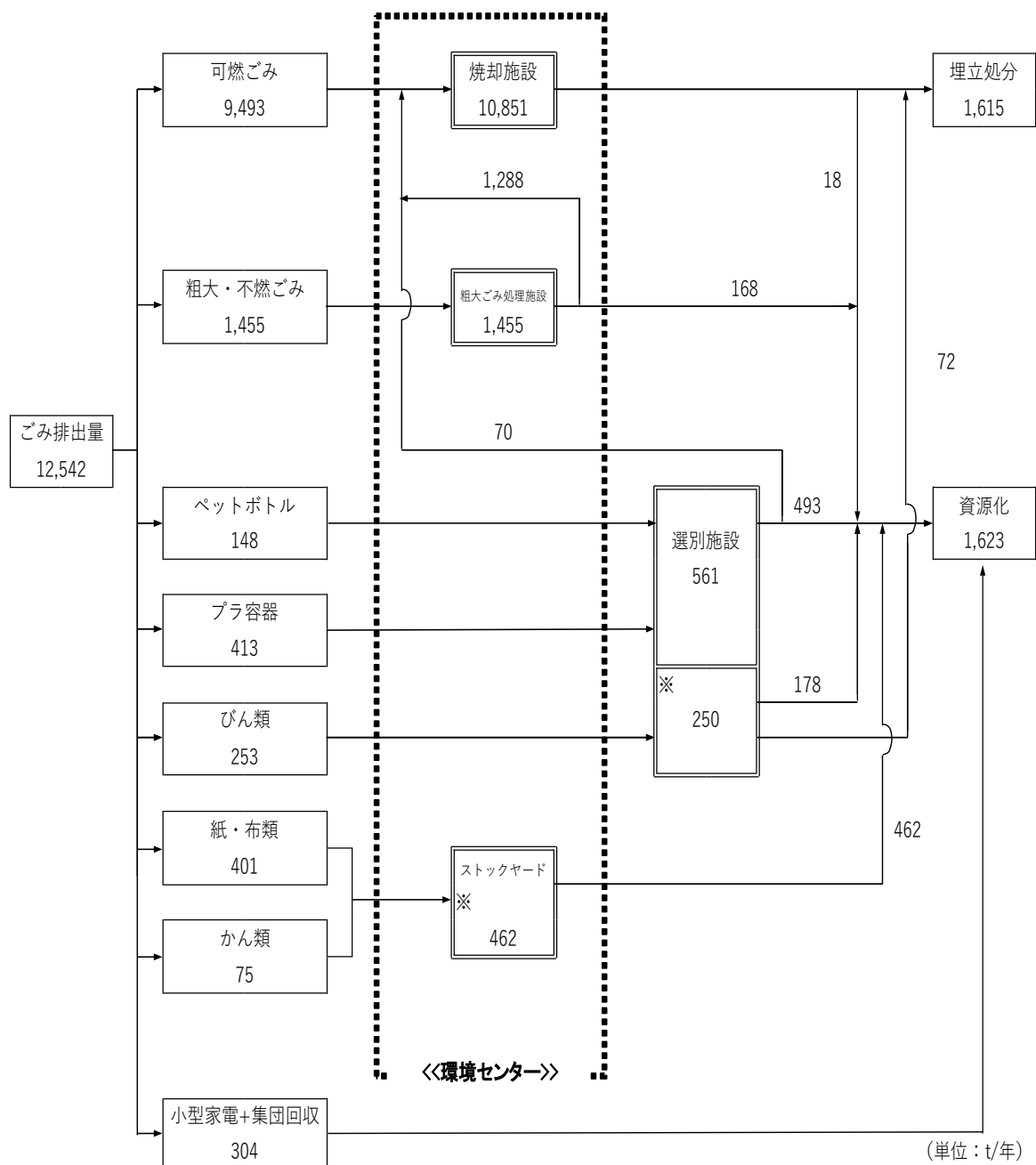


第2章 ごみ処理の状況

第1節 ごみ排出の状況

1. ごみ処理の体系

本町におけるごみ処理フローは、図2-1-1に示すとおりである。



※ 搬入時と搬出時における計量誤差や混載搬入による未計量分による誤差により収支不整合となっている。
本計画全般にわたって、記載する図表等のデータについては、小数点以下の端数処理の関係で内訳と合計が合わないことがある。

図2-1-1 ごみ処理フロー（令和4年度）

2. 計画収集人口及びごみ排出量の推移

本町では、行政区域内全域を計画収集区域としていることから、計画収集人口は行政区域内人口と同値である。表 2-1-1 に本町の計画収集人口及びごみ排出量の推移を示す。

表 2-1-1 計画収集人口及びごみ排出量の推移

			年度	実績					
				H30	R1	R2	R3	R4	
人口（3月末時点）			人	43,685	43,589	43,277	43,018	42,903	
排出量	家庭系	可燃ごみ		t /年	6,776	6,576	6,545	6,466	6,237
				g /人・日	425.0	412.2	414.3	411.8	398.3
		資源ごみ	かん類	t /年	64	62	69	69	64
				g /人・日	4.0	3.9	4.4	4.4	4.1
			びん類	t /年	265	252	257	251	239
				g /人・日	16.6	15.8	16.3	16.0	15.3
			紙類・衣類	t /年	303	313	379	404	372
				g /人・日	19.0	19.6	24.0	25.7	23.8
			ペットボトル	t /年	128	130	138	144	142
				g /人・日	8.0	8.1	8.7	9.2	9.1
			プラスチック製	t /年	391	394	418	422	413
		容器包装	g /人・日	24.5	24.7	26.5	26.9	26.4	
		小型家電	t /年	1	2	2	2	1	
			g /人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	資源ごみ小計		t /年	1,152	1,153	1,263	1,292	1,231	
			g /人・日	72.3	72.2	79.9	82.3	78.6	
	粗大・不燃ごみ		t /年	1,694	1,355	1,591	1,447	1,270	
			g /人・日	106.2	84.9	100.7	92.2	81.1	
	計		t /年	9,622	9,084	9,399	9,205	8,738	
			g /人・日	603.5	569.4	595.0	586.2	558.0	
	資源ごみ除く計		t /年	8,470	7,931	8,136	7,913	7,507	
			g /人・日	531.2	497.1	515.1	504.0	479.4	
	事業系	可燃ごみ		t /年	3,381	3,401	3,242	3,289	3,256
				g /人・日	212.0	213.2	205.2	209.5	207.9
		資源ごみ	かん類	t /年	15	11	11	11	11
				g /人・日	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7
			びん類	t /年	19	18	15	15	14
			g /人・日	1.2	1.1	0.9	1.0	0.9	
紙類・衣類			t /年	29	37	27	31	29	
			g /人・日	1.8	2.3	1.7	2.0	1.9	
ペットボトル		t /年	12	6	4	5	6		
		g /人・日	0.8	0.4	0.3	0.3	0.4		
資源ごみ小計		t /年	75	72	57	62	60		
		g /人・日	4.7	4.5	3.6	3.9	3.8		
粗大・不燃ごみ		t /年	453	193	194	202	185		
		g /人・日	28.4	12.1	12.3	12.9	11.8		
小計		t /年	3,909	3,666	3,493	3,553	3,501		
		g /人・日	245.2	229.8	221.1	226.3	223.6		
環境センター搬入量計			t /年	13,530	12,748	12,890	12,756	12,238	
			g /人・日	848.5	799.1	816.0	812.4	781.5	
集団回収			t /年	634	521	375	394	303	
			g /人・日	39.7	32.7	23.7	25.1	19.3	
ごみ総排出量			t /年	14,165	13,271	13,267	13,152	12,542	
			g /人・日	888.4	831.8	839.9	837.6	800.9	
			t /日	38.8	36.3	36.3	36.0	34.4	

(1) 家庭ごみ

1) 可燃ごみ

平成 21 年 4 月の有料化（指定袋制）の導入及びそれに伴う住民意識の高揚により概ね減少傾向を示していたものの、令和元年度から令和 3 年度にかけて横ばい、令和 4 年度微減となっている。平成 30 年度と比較して、令和 4 年度は 539 t 減（8.0%減）の 6,237 t となっている。

2) 資源ごみ

平成 21 年 4 月のプラスチック製容器包装の分別収集開始に伴い増加したが、その後は緩やかな減少傾向を示していたものの、コロナ禍の影響から、令和 2 年度から微増傾向となっている。平成 30 年度と比較して令和 4 年度は 79 t 増（6.9%増）となっている。

①かん類

減少傾向が続いていたが、令和元年度から横ばいとなっている。平成 30 年度と比較して、令和 4 年度は増減無しとなっている。

②びん類

かん類同様減少傾向を示していたものの、令和元年度から令和 3 年度まで横ばいで、令和 4 年度に、また、減少に転じている。平成 30 年度と比較して、令和 4 年度は 26 t 減（9.8%減）となっている。

③紙類・衣類

他類と同様減少傾向を示していたが、令和元年度から 3 年度まで増加している。令和 4 年度は微減であり、平成 30 年度と比較して、69 t 増（22.8%増）となっている。

④ペットボトル

増加傾向にあり、令和 4 年度は平成 30 年度と比較して 14 t 増（10.9%増）の 142t/年となっている。

⑤プラスチック製容器包装

概ね横ばいとなっていたが、令和元年度から 3 年度にかけて増加し、令和 4 年度は 413t/年、平成 30 年度と比べて 22 t 増（5.6%増）となっている。

⑥小型家電

平成 26 年度より小型家電の拠点回収を実施しており、毎年約 1～2 t/年となっている。

3) 粗大・不燃ごみ

横ばい傾向にあったが、平成 30 年度に台風 21 号の影響で増加し、コロナ禍の影響から、令和 2 年度にも増加した。その後減少傾向に転じている。令和 4 年度は 1,270t/年、平成 30

年度と比べて 424 t 減 (25.0%減) となっている。

4) 家庭ごみ排出原単位 (この表では集団回収量を除いて算出した一人一日当たりの家庭ごみ排出量)

排出原単位についてみると、令和 4 年度は 558.0g/人・日であり、平成 30 年度 (603.5g/人・日) と比べて 45.5g/人・日減 (7.5%減) となっている。

(2) 事業系ごみ

1) 可燃ごみ

令和 4 年度は 3,256t/年、平成 30 年度と比べて 125 t 減 (3.7%減) となっている。多少の増減は見受けられるが、概ね横ばいの状況である。

2) 資源ごみ

横ばい状況から減少傾向である。平成 30 年度と比べて、令和 4 年度は 15t 減 (20.0%減) となっている。

3) 粗大・不燃ごみ

令和 4 年度は平成 30 年度と比べて 268t 減 (59.2%減) である。平成 30 年台風 21 号の影響とみられる。平成 29 年度実績 206 t と比べると 21 t 減 (10.2%減) となっている。台風の影響とみられる増減はあるものの、概ね横ばいの状況である。

(3) 集団回収ごみ

集団回収によるごみの量については、各自治会単位で選出いただいている廃棄物減量等推進員の方から回収量等の情報を収集している。主にかん類、紙類・衣類等の資源ごみが自治会単位で回収されているが、年々減少傾向にあり、平成 30 年度と比較して 331 t 減 (52.2%減) となっている。特にコロナ禍においては、感染防止のため集団回収活動を自粛していたことが影響していると思われる。

3. ごみの性状

環境センターにおける過去 5 年間のごみ質の性状推移を表 2-1-2 に、三成分の推移を図 2-1-2 に、低位発熱量を図 2-1-3 に示す。

低位発熱量は、5 年間の平均がおよそ 8,200kJ/kg で、年度によって多少の増減は見られるが、比較的安定している。

令和 4 年度における種類組成に関しては、紙・布類が 40.9%と最も多く、次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類の 26.4%となっている。

表 2-1-2 ごみ質の性状の推移

		H30	R1	R2	R3	R4
種類組成	紙・布類	39.1%	40.0%	45.4%	38.1%	40.9%
	ビニール等	23.7%	28.5%	25.2%	22.5%	26.4%
	木・竹・わら	23.8%	13.8%	13.5%	21.9%	17.9%
	厨芥類	4.6%	9.3%	8.1%	7.9%	5.8%
	不燃物	3.5%	4.4%	2.3%	4.4%	3.6%
	その他	5.4%	4.1%	5.7%	5.5%	5.6%
三成分	水分	47.8%	47.4%	51.6%	50.4%	47.3%
	灰分	8.0%	7.9%	6.2%	7.3%	7.1%
	可燃分	44.3%	44.8%	42.2%	42.3%	45.6%
低位発熱量		8,243kJ/kg	8,504kJ/kg	7,584kJ/kg	8,001kJ/kg	8,660kJ/kg

注) 低位発熱量とは、ごみの保有する発熱量で、環境センターでは約 4,000～10,000 kJ/kg の範囲で対応できるように設計している。

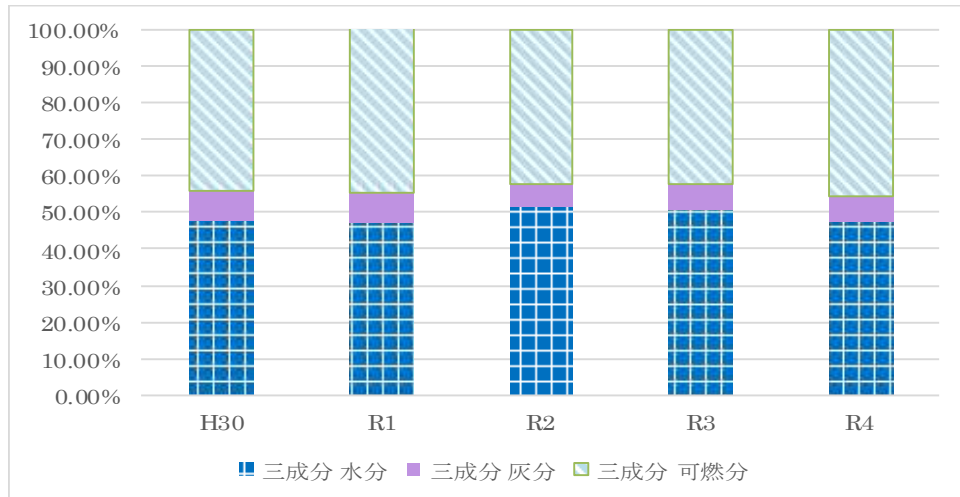


図 2-1-2 三成分の推移

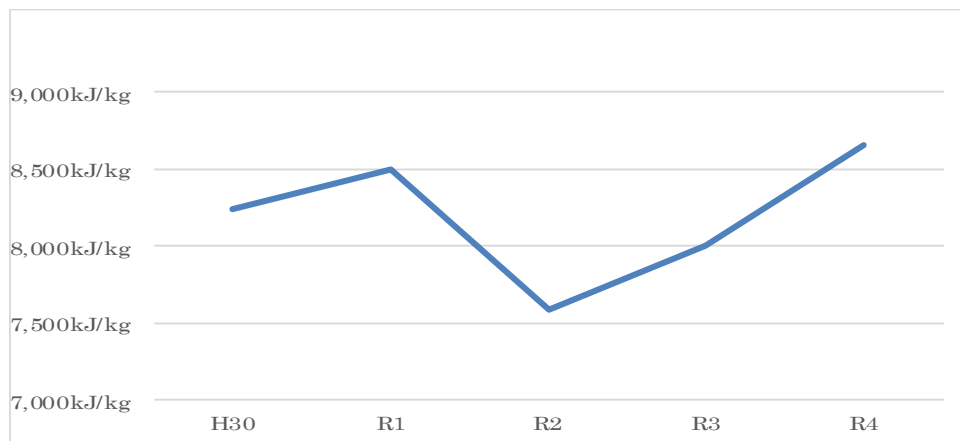


図 2-1-3 低位発熱量の推移

第2節 ごみの排出抑制・資源化の状況

1. 資源ごみ分別収集

本町では、表 2-2-1 に示すとおり、かん類、びん類、紙類、衣類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型家電の 7 区分 10 分別収集を行っている。また、排出者（住民・事業者）により環境センターへ直接搬入されるごみについても収集ごみ同様の分別区分により持ち込まれている。

資源ごみの収集実績については、表 2-2-2 に示すとおりである。

表 2-2-1 資源ごみの分別区分

資源物の分別区分	ごみの種類
1. かん類	① 空き缶（一斗缶までの大きさ） びんのふた（金属製）
2. びん類	② 空きびん（割れたびんも対象）
3. 紙類	③ 新聞、④ 本、⑤ ダンボール ⑥ 紙パック（中にアルミ箔のついていないもの）
4. 衣類	⑦ 古着（綿、毛糸、合成繊維、皮革）
5. ペットボトル	⑧ ペットボトル
6. プラスチック製容器包装	⑨ ポリ袋、トレイ類、パック類、カップ類 発泡スチロール類、ネット類、ボトル類等
7. 小型家電	⑩ 携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、音響機械器具 ノートパソコン等

表 2-2-2 資源ごみ分別収集量の実績

				年度	実績				
					H30	R1	R2	R3	R4
人口（3月末時点）				人	43,685	43,589	43,277	43,018	42,903
排 出 量	家 庭 系	資 源 ご み	かん類	t/年 g/人・日	64 4.0	62 3.9	69 4.4	69 4.4	64 4.1
			びん類	t/年 g/人・日	265 16.6	252 15.8	257 16.3	251 16.0	239 15.3
			紙類・衣類	t/年 g/人・日	303 19.0	313 19.6	379 24.0	404 25.7	372 23.7
			ペットボトル	t/年 g/人・日	128 8.0	130 8.1	138 8.7	144 9.2	142 9.1
			プラスチック製 容器包装	t/年 g/人・日	391 24.5	394 24.7	418 26.5	422 26.9	413 26.3
			小型家電	t/年 g/人・日	1 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	1 0.1
			資源ごみ小計	t/年 g/人・日	1,152 72.2	1,153 72.3	1,263 80.0	1,292 82.3	1,231 78.6
			事 業 系	資 源 ご み	かん類	t/年 g/人・日	15 0.9	11 0.7	11 0.7
	びん類	t/年 g/人・日			19 1.2	18 1.1	15 0.9	15 1.0	14 0.9
	紙・衣類	t/年 g/人・日			29 1.8	37 2.3	27 1.7	31 2.0	29 1.9
	ペットボトル	t/年 g/人・日			12 0.8	6 0.4	4 0.3	5 0.3	6 0.4
	資源ごみ小計	t/年 g/人・日			75 4.7	72 4.5	57 3.6	62 3.9	60 3.8
	資源ごみ量計	t/年 g/人・日			1,227 77.0	1,225 77.0	1,320 83.6	1,354 86.2	1,291 82.4
	集団回収	t/年 g/人・日			634 39.8	521 32.7	375 23.7	394 25.1	303 19.3
	資源化物量	t/年 g/人・日			1,861 116.7	1,746 109.4	1,695 107.3	1,748 111.3	1,594 101.8
	ごみ総排出量		t/年 g/人・日 t/日	14,165 888.4 38.8	13,271 831.9 36.3	13,267 839.9 36.3	13,152 837.6 36.0	12,542 800.9 34.4	
	再生利用率（資源化率）		%	13.1	13.2	12.8	13.3	12.7	

2. 生ごみの堆肥化による減量

本町では、生ごみの自家処理への関心を高めるとともにごみの減量化と再資源化を図ることを目的として「生ごみ処理機等購入費補助制度」（補助上限額 20,000 円）を実施しており、補助実績を表 2-2-3 に示す。

表 2-2-3 生ごみ処理機等の購入補助実績

年度	申請件数 (件)	交付金額 (円)	設置基数（基）		
			コン ポスト	生ごみ 処理機	合計
H30	7	71,993	5	4	9
R1	7	94,172	2	5	7
R2	12	140,235	3	9	12
R3	14	156,583	9	7	16
R4	18	226,587	6	12	18
計	58	689,570	25	37	62

注) コンポストは、1 申請につき最大 2 基まで設置可能なため、申請件数と設置基数は異なる。

3. 空き缶等回収活動

本町では、美しいまちづくり条例に基づき、環境美化及びリサイクルの促進といった観点から、空き缶等回収活動補助金交付要綱を設け、町内の公共の場所に散乱する空き缶等を回収する事業に対して補助金を交付している。空き缶等回収活動補助金交付要綱の概要を表 2-2-4 に示す。

表 2-2-4 空き缶等回収活動に対する補助金の概要

補助の対象	空き缶等回収活動を実施する団体であらかじめ空き缶等回収活動補助金団体登録申請書及び空き缶等回収活動実施計画書を提出し、町長が認める団体とする。
補助金額	(1) 空き缶（アルミ缶、スチール缶）については、50 個 1 袋を 1 単位として 120 円とする。
	(2) 空き瓶（色つき、色なし等）については、50 個 1 袋を 1 単位として 120 円とする。

4. 中間処理施設における資源回収

環境センターに搬入された粗大・不燃ごみは、粗大ごみ処理施設での中間処理段階において、鉄類、アルミ類を回収している。また、資源ごみとして搬入されたかん類、紙類・衣類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装についても資源化を行っている。

中間処理施設（委託処理を含む）における資源化量の推移は、表 2-2-5 に示すとおりであり、過去 5 年間における資源化率については、ほぼ横ばいの状況である。

表 2-2-5 資源化量の推移

		(t/年)				
		H30	R1	R2	R3	R4
環境センター搬入量		13,529	12,748	12,889	12,756	12,238
資源 化 物	鉄類	208	188	238	210	177
	アルミ類	27	29	8	7	6
	廃電線	7	0	12	3	3
	スチール缶	52	53	54	50	45
	アルミ缶	0	0	29	29	33
	ペットボトル	127	125	132	138	138
	プラスチック製容器包装	338	366	384	390	355
	びん類	193	198	182	188	178
	紙類・衣類	366	381	413	424	384
	新聞	95	83	65	58	54
	本	55	66	105	109	107
	段ボール	121	134	131	147	129
	衣類	92	96	111	109	94
	紙パック	3	2	1	1	0
合計		1,318	1,340	1,452	1,439	1,319
資源化率		9.7%	10.5%	11.3%	11.3%	10.8%

※ R2 よりかん類は直接資源化を行いスチール缶とアルミ缶の分別を実施。

第3節 収集・運搬の状況

1. 計画収集区域

本町の計画収集区域は、行政区域内全域を対象としている。

2. 収集対象ごみ

本町では、表 2-3-1 に示すとおり、ごみを 11 区分（家電リサイクル対象品のうち小売業者の引取義務外品を含む。）に分別して収集している。なお、排出段階で紙類は、新聞、本、ダンボール、紙パックの 4 種類に分別して収集している。

収集対象外ごみとしては、バイク、タイヤ、ドラム缶等の適正処理困難物及び家電リサイクル法指定品目であるテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（小売業者の引取義務外品は除く。）を指定している。また、個別のリサイクル方法のあるパソコンなど（小型家電に該当するノートパソコンは除く。）も対象外とする。

表 2-3-1 収集対象ごみ

分別区分		ごみの種類
①可燃ごみ		台所の生ごみ、その他燃えるごみ
資源ごみ	②かん類	空き缶、びんのふた（金属製）
	③びん類	空きびん
	④紙類	新聞、本、ダンボール、紙パック
	⑤衣類	古着（綿、毛糸、合成繊維、皮革）
	⑥ペットボトル	ペットボトル
	⑦プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装（発泡トレイ、プラスチック製ボトル類含む）
	⑧小型家電	携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、音響機械器具、ノートパソコン等
	⑨家電リサイクル対象品 （小売業者の引取義務外品のみ）	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機で小売業者の引取義務外品※
⑩粗大ごみ		家具類、家電製品（家電リサイクル法指定品目を除く）、その他（自転車、傘、木等）
⑪不燃ごみ		せともの類、ガラス類、その他（スプーン、包丁等）

※小売業者の引取義務外品とは、購入した小売業者が廃業したり、贈答品で小売業者が分からなかったり、引っ越しをして小売業者が遠方となったり、購入した事業者へ引取りを依頼することが現実的に困難な家電。

3. 収集・運搬の方法

本町における収集・運搬体制の現状は表 2-3-2 に示すとおりである。

表 2-3-2 ごみの収集・運搬体制の現状

区 分		収 集 頻 度	主 体	収 集 方 式
家庭系ごみ	可燃ごみ	週 2 回	委託	ステーション
	資源ごみ（プラスチック製容器包装）	週 1 回		
	資源ごみ（小型家電）	常時	直営	拠点回収
	資源ごみ（家電義務外品）	随時	直営・委託	原則戸別収集
	資源ごみ（上記以外）	月 2 回	委託	ステーション
	粗大・不燃ごみ（小型不燃ごみ）	常時	直営	拠点回収
	粗大・不燃ごみ（全般）	電話申込	委託	原則戸別収集
事業系ごみ	可燃ごみ	随時	許可	個別収集
	資源ごみ			
	粗大・不燃ごみ			
直接搬入ごみ		随時	排出者	—

4. 収集・運搬の実績

本町における収集・運搬の実績は、表 2-3-3 に示すとおりである。

表 2-3-3 収集・運搬の実績

(t/年)

		H30	R1	R2	R3	R4
委託収集	可燃ごみ	6,510	6,263	6,227	6,169	5,966
	資源ごみ	1,134	1,149	1,242	1,272	1,219
	粗大ごみ	44	50	57	55	52
	合計	7,688	7,462	7,526	7,496	7,237
許可業者収集	可燃ごみ	2,123	2,069	1,853	1,891	1,892
	資源ごみ	41	31	25	27	25
	粗大ごみ	422	83	83	67	60
	合計	2,586	2,183	1,961	1,985	1,977
直営収集	可燃ごみ	425	386	375	406	401
	資源ごみ	32	38	30	34	28
	粗大ごみ	300	64	54	49	62
	合計	757	488	459	489	491
直接搬入		2,499	2,615	2,944	2,786	2,533
合計		13,530	12,748	12,890	12,756	12,238

第4節 中間処理の状況

1. 中間処理施設の概要

本町の中間処理施設である環境センターの概要を表 2-4-1 に示す。

環境センターは、平成 4 年度に可燃ごみ処理能力 82t/日（41t/16h× 2 炉）として運転を開始したが、平成 11 年 2 月からは間欠運転から連続運転に変更し、また、ダイオキシン類関連の法令等改正に対応すべく平成 12 年 5 月～平成 13 年 7 月に排ガス系統を改造し、平成 13 年 8 月からは排ガスの高度処理を行っている。

同センター内に併設している粗大ごみ処理施設では、粗大・不燃ごみの破碎・選別処理を行っている。

表 2-4-1 中間処理施設の概要

名 称	熊取町環境センター
所在地	熊取町大字久保 2983 番地の 1
可燃ごみ処理	炉 形 式：全連続燃焼式流動床炉 処 理 能 力：61.5t/24h 1 炉
粗大ごみ処理	処 理 方 式：併用方式 処 理 能 力：16t/5h
資源ごみ処理	鉄 分 磁 選 機：処理能力 4.5t/5h アルミ選別機：処理能力 2.5t/5h
竣 工	H 4 年 3 月（H13 年 7 月改造工事完了）

2. 中間処理の方法

可燃ごみは、環境センターに搬入された後、焼却処理により、減量化、減容化を図っている。

粗大・不燃ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理した後、鉄、アルミの有価物を資源再生業者に引き渡し、破碎残渣は環境センターで焼却処理または最終処分場で埋立処分している。

びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、資源再生業者へ引き渡し、業者の選別施設で資源化を図っている。なお、選別後の残渣は、環境センターで焼却処理または最終処分場で埋立処分している。

かん類、紙類・衣類は、環境センター内で一旦貯留し、資源再生業者に引き渡し、資源化を図っている。なお、選別後の残渣は、環境センターで焼却処理している。

3. 中間処理量の実績

本町の焼却処理の実績を表 2-4-2 に、焼却以外の中間処理の実績を表 2-4-3 に示す。

表 2-4-2 焼却処理の実績

(t/年)

項目		H30	R1	R2	R3	R4
焼却対象物	可燃ごみ	10,156	9,978	9,787	9,753	9,490
	破碎残渣	1,951	1,369	1,551	1,449	1,288
	選別残渣	67	39	44	45	70
	焼却合計	12,174	11,386	11,382	11,247	10,848
焼却残渣		864	957	1,004	998	982
	割合 (%)	7.1%	8.4%	8.8%	8.9%	9.1%
不燃残渣		601	537	595	592	561
	割合 (%)	4.9%	4.7%	5.2%	5.3%	5.2%
鉄類		21	19	24	21	18
	割合 (%)	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

表 2-4-3 焼却以外の中間処理の実績

(t/年)

			H30	R1	R2	R3	R4
粗大ごみ処理施設	処理量	かん類	78	72	—	—	—
		粗大・不燃ごみ	2,147	1,548	1,785	1,649	1,456
		計	2,225	1,620	1,864	1,729	1,530
	処理内訳	資源物	273	251	234	199	168
		鉄類	187	169	214	189	159
		アルミ類	27	29	8	7	6
		廃電線	7	0	12	3	3
		スチール缶	52	53	0	0	0
		アルミ缶	0	0	0	0	0
		破碎残渣	1,951	1,369	1,551	1,449	1,288
選別施設	処理量 (プラ類)		532	530	560	573	563
	処理内訳	資源物	465	491	516	528	493
		ペットボトル	127	125	132	138	138
		プラ製容器包装	338	366	384	390	355
		選別残渣	67	39	44	45	70
	処理量 (びん類)		280	271	267	265	250
	処理内訳	資源物	193	198	182	188	178
		びん類	193	198	182	188	178
		選別残渣	87	73	85	77	72
ストックヤード施設	資源物 (古紙類)		366	381	413	424	384
	資源物内訳	新聞	95	83	65	58	54
		本	55	66	105	109	107
		段ボール	121	134	131	147	129
		衣類	92	96	111	109	94
		紙パック	3	2	1	1	0
	資源物 (かん類)		0	0	83	79	78
	内訳	スチール缶	0	0	54	50	45
		アルミ缶	0	0	29	29	33

4. 中間処理施設の適正な維持管理

中間処理施設である環境センターでは、稼働開始より 30 年経過し設備の老朽化が一定進行していることから、長寿命化総合計画及び長期維持補修計画表に基づいた大規模修繕を計画的に実施している。また、設備の定期点検整備は年 2 回実施し不具合箇所を早期に発見し対処することで安定的な運営に努めているほか、施設の運営に携わらない第三者機関による 3 年に一度の精密機能検査を実施することで客観的な設備の状況や耐用度合を把握し長期的な修繕計画に反映している。また、排ガスや焼却残渣等の分析を定期的に測定し適正な維持管理を行っている。

5. 維持管理における測定結果

本町では、法定等により定められている各種測定を適正に実施している。この測定結果の一部を抜粋し排ガス中のダイオキシン類濃度、水銀濃度の測定結果を表 2-4-4 に示す。なお、水銀濃度の測定は平成 30 年度より義務化されたものである。

表 2-4-4 排ガス測定結果（抜粋）

年度	測定年月日	ダイオキシン類 濃 度	水銀濃度 (ガス状＋粒子状)
		ng-TEQ/m ³ N	μg/m ³ N
H30	H30.7.25	0.26	0.21
	H30.9.13		0.3
	H30.12.21	0.082	0.17
	H31.2.27		6.5
R1	R1.6.20	0.38	0.47
	R1.9.12		1.9
	R1.12.5	0.37	18
	R2.2.12		7
R2	R2.7.2	0.20	0.54
	R2.9.16		0.38
	R2.12.17	0.16	0.96
	R3.2.22		0.22
R3	R3.6.18	0.098	<0.06
	R3.9.30		2.8
	R3.12.17	0.40	0.81
	R4.2.25		0.52
R4	R4.6.24	0.15	0.15
	R4.9.15		0.34
	R4.12.16	0.19	0.25
	R5.2.17		0.34

※排出基準値：ダイオキシン類 5 ng-TEQ/m³N

全水銀 5 0 μg/m³N

第5節 最終処分状況

本町では、中間処理後の焼却残渣及び不燃残渣を大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場にて、委託による埋立処分を行っている。

本町における最終処分量の実績を表 2-5-1 に示す。

表 2-5-1 最終処分量の実績

単位：t/年

	H30	R1	R2	R3	R4
焼却残渣	864	957	1,004	998	982
不燃残渣	601	537	595	592	561
資源化 不適合物	87	73	85	77	72
計	1,552	1,567	1,684	1,667	1,615

注) 資源化不適合物とは、資源再生業者からの返送される残渣。

第6節 ごみ処理経費

過去5年間における本町のごみ処理経費の推移は、表2-6-1に示すとおりである。令和3年度以降は、増加傾向にある。また、一般廃棄物処理事業実態調査（令和3年度実績）から算定される一人あたりのごみ処理経費の全国平均が約17,000円/人であるのに対して、本町においては、平成30年度が約15,000円/人（＝656,129千円÷43,685人）、令和4年度が約17,800円/人（＝761,582千円÷42,903人）となっている。

表2-6-1 ごみ処理経費の推移

単位：千円

区 分			H30	R 1	R 2	R 3	R 4
人口（３月末時点）単位：人			43,685	43,589	43,277	43,018	42,903
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
		中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	400	4,335	1,004	710	898
		その他	0	0	0	0	0
	調査費		56	26	16	8	0
	組合分担金		1,349	3,718	1,447	8,478	14,214
	小 計		1,805	8,079	2,467	9,196	15,112
処理及び維持管理費	人件費		137,340	141,228	150,389	173,347	160,519
	処理費	収集運搬費	12,578	10,780	9,278	10,179	18,712
		中間処理費	224,138	264,974	243,236	272,186	302,122
		最終処分費	0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	213,332	185,476	186,850	187,751	192,156
		中間処理費	44,918	49,231	45,828	46,277	50,597
		最終処分費	15,249	15,446	16,465	16,032	15,398
		その他	64	0	0	0	54
	組合分担金		0	0	88	0	0
	調査費研究費		0	0	0	0	0
	小 計		647,619	667,135	652,134	705,772	739,558
その他			6,705	5,926	8,206	6,191	6,912
合 計			656,129	681,140	662,807	721,159	761,582

注）処理費における収集・運搬費は、直営収集に関連する費用であり、委託による収集・運搬費は、委託費の中に含む。

出典：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査票

※人口については、3月末実績より

第7節 前計画の実施状況

前計画における廃棄物減量等施策の実施状況については、表 2-7-1 (P27) に示す。

ごみ処理基本計画は5つの基本方針を定め、その基本方針に基づいて排出抑制・再資源化・適正処理・天然資源の消費抑制・環境負荷低減に関する施策を展開した。

5つの基本方針ごとに実施状況を示す。

1. 環境への負荷の軽減を図る

【方針】

ごみの発生が少なくリサイクルの進んだ社会づくりを進め、環境への負荷をできる限り少なくした循環型社会形成の推進に向けた施策を展開する。

【実施状況】

(1) 環境フェスティバル

平成13年度から「環境展」として開催をはじめ、平成25年度に「環境フェスティバル」に名称変更しながら、毎年実施してきたイベントである（令和2年度・令和3年度は、コロナ禍の影響を受け中止）。このイベントでは、町内事業者や各種団体の協力を得ながら、環境に関する様々な取組みを行っている。

主に、廃棄家具・中古自転車の譲渡会やフリーマーケットなどのリユース体験、町内各小中学校の生徒が描いた環境に関するポスターの掲示や、環境に関するセミナー、電気自動車の展示など、ごみ削減のための「4R」や「地球温暖化対策」等、広く環境について考えてもらうきっかけとなるような内容で、工夫しながら実施してきた。毎年度、約1,000人を超える集客があり、誰もが気軽に参加できるものとなっている。

	H30	R1	R2	R3	R4
環境フェスティバル	1,400	1,400	中止	中止	1,000

（単位：人）

※令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) くまとりプラスチックごみゼロ宣言

平成31年1月に大阪府と大阪市は、G20大阪サミットにおいて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」及び令和7年（2025年）大阪・関西万博の開催地としてSDGs先進都市を目指し、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進やプラスチックの資源循環の推進などを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行った。本町もその趣旨に賛同し、平成31年2月「くまとりプラスチックごみゼロ宣言」を行い、3Rにリフューズを加えた4R運動の更なる推進を表明した。

(3) 気候非常事態宣言

近年、全世界で発生する極端な気象を引き起こす気候変動問題は、全世界的な課題であるとともに、人々の安全な生活が脅かされる大きな問題となっている。

平成30年7月には西日本を中心に甚大な被害をもたらした「西日本豪雨」が発生し、また、同年9月には本町でも台風21号による大きな被害が生じた。

こういった状況を受け、本町は地球温暖化による気候変動への対策に注力して、SDGsが目指す『持続可能な社会』を実現するため、気候非常事態であることを宣言した。

宣言には、気候変動の非常事態に関する住民への周知啓発に努めるとともに、4Rの啓発・教育に積極的に取り組み、併せて海洋汚染原因となるプラスチックごみの抑制に努めるとともに、脱炭素社会を目指して、二酸化炭素の抑制に取り組むことを表明している。

(4) 熊取町エコプロジェクト

「くまとりプラスチックごみゼロ宣言」及び令和元年10月に施行された「食品ロスの削減に関する法律」に基づきプラスチックごみや食品ロスの削減に関して、様々な取組を実施してきたが、より一層効果的に効率的に進められるよう「熊取町エコプロジェクト」を策定した。これにより、プラスチックごみ対策及び食品ロス削減対策を進めている。

(5) 再生可能エネルギー導入戦略及び熊取町地球温暖化対策実行計画

地球温暖化の抑制、脱炭素社会の実現に向けて、令和5年3月に、「再生可能エネルギー導入戦略及び熊取町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定、並びに「同計画（事務事業編）」の見直しを行った。

この計画等に基づき、令和5年度は町民・町内事業者に対し、脱炭素に向けた行動変容につながるような周知・啓発に取り組むとともに、その中で、広報くまとりや町ホームページはもちろんのこと、町主催の環境イベントや脱炭素に関する特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」の開設などにも取り組んでいる。

2. 4 Rを基調とした施策を進める

【方針】

リフューズ（発生抑制）、リデュース（減量化）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「4 R」を中心に更なるごみの減量化・再資源化を促進し、適正なごみの処理体制の構築を図る。

【実施状況】

(1) 不燃ごみ拠点回収

住民の利便性向上のため、電話等事前申し込み制度を維持しつつ、平成 26 年 4 月から役場と駅下にぎわい館で小型不燃ごみの回収受付開始。

その後、指定ごみ袋等取扱店に協力の可否を伺い、賛同を得た 3 店舗（義本回正堂、腕野商店、南川食料品店）で平成 29 年 4 月から追加受付開始。

(2) 使用済小型電子機器等（小型家電）回収

平成 26 年 7 月から平成 27 年 3 月末までは、環境省による「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」に参加し実施。平成 27 年 4 月以降は本町の事業として引き続き実施。

公共施設（役場、図書館、煉瓦館、ひまわりドーム、駅下にぎわい館、環境センター）に回収ボックスを設置し回収。

(3) 事業系一般廃棄物の減量に関する計画書等提出依頼

事業系一般廃棄物の排出量が特に多い事業者に対して、ごみの減量化、再資源化への取り組みを進めている。多量排出事業者は、ごみの排出量が平均 3,000 k g /月または 45 リットル袋 500 個/月以上の事業者が該当し、毎年、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書を町に提出し、ごみの減量化、再資源化に取り組んでいる。

(4) 町職員による資源ごみ抜き取り対策

資源ごみの抜き取り情報のある地域で、収集前の資源ごみに啓発チラシを貼付し、資源ごみ収集前にパトロールすることによって、抜き取り行為者に直接注意する。実施は不定期で、年数回。

(5) リユース食器の利用

町のイベントである環境フェスティバル等においてリユース食器を利用することにより、参加者にごみの発生抑制、資源の再利用の重要性について、周知する機会としている。

表 2-7-1 廃棄物減量等施策実施状況

	H26	H27	H28	H29
環境への負荷の軽減を図る	11月/環境フェスティバル	11月/環境フェスティバル	11月/環境フェスティバル	11月/環境フェスティバル
4 Rを基調とした施策を進める	4月/小型不燃ごみ拠点回収開始（2か所） 5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼 7月/使用済小型電子機器等回収開始	5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼 6月/町職員による資源ごみ抜き取りパトロール開始	5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼	4月/小型不燃ごみ拠点回収3店舗追加 5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼
環境教育の充実を図る	6月/環境教育セミナー 8月/環境セミナー 11月/環境フェスティバル	6月/環境教育セミナー 7月/環境セミナー 11月/環境フェスティバル	6月/環境教育セミナー 7月/環境セミナー 11月/環境フェスティバル	6月/環境教育セミナー 7月/環境セミナー・井戸端セミナー 11月/環境フェスティバル
住民・事業者・行政が協働してごみ処理に取り組む	7月/第4期廃棄物減量等推進員委嘱式（48名） 10月/廃棄物減量等推進員視察研修	7月/廃棄物減量等推進員研修会	7月/第5期廃棄物減量等推進員委嘱式（48名） 3月/廃棄物減量等推進員視察研修	資源ごみ抜き取り防止パトロール開始 4月/小型不燃ごみ拠点回収3店舗追加 4月/自治会主導指定袋による粗大・不燃拠点回収実施 6月/「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」参加 7月/廃棄物減量等推進員研修会
安全・安心で確実な処理に取り組む	10月/長期維持補修計画表更新	12月/長期維持補修計画表更新	3月/長期維持補修計画表更新	

H30	R1	R2	R3	R4
11月/毎週月曜日は食べマンデー周知開始 12月/全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会参画 11月/環境フェスティバル 2月/くまとりプラスチックごみゼロ宣言	7月/おおさかプラスチック対策推進ネットワーク参画 11月/環境フェスティバル	5月/気候非常事態宣言・エコプロジェクト策定 10月/熊取町後援名義等承認事務取扱要綱変更 2月/「食べきり、食材使い切りレシピ」熊取版の完成		6月/公共施設給水機設置（7か所） 11月/環境フェスティバル 3月/地球温暖化対策実行計画策定
5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼	5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼	4月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼	5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼	5月/「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」等の提出依頼
6月/環境教育セミナー 7月/環境セミナー 11月/環境フェスティバル 11月/環境家族講座	6・7月/環境教育セミナー 7月/環境セミナー・井戸端セミナー 11月/環境フェスティバル	7・11・12月/環境教育セミナー	7・8月/環境教育セミナー	6・7月/環境教育セミナー 7月/環境セミナー 11月/環境フェスティバル
7月/第6期廃棄物減量等推進員委嘱式（47名） 3月/廃棄物減量等推進員視察研修	7月/廃棄物減量等推進員研修会	7月/第7期廃棄物減量等推進員委嘱式（47名） 10月/公共施設でのフードドライブの実施	7月/廃棄物減量等推進員研修会 11月/mottECO食べきり協力店制度の創設	7月/第8期廃棄物減量等推進員委嘱式（47名） 3月/廃棄物減量等推進員視察研修
11月/長期維持補修計画表更新	7月/災害廃棄物処理計画策定モデル事業ワーキング会議開始 8月/災害廃棄物等の処理に関する基本協定締結（大栄環境（株）） 11月/長期維持補修計画表更新 2月/長寿命化総合計画策定	11月/長期維持補修計画表更新 3月/災害廃棄物処理計画骨子案作成	1月/長期維持補修計画表更新 3月/災害廃棄物処理計画策定	10月/長期維持補修計画表更新

3. 環境教育の充実を図る

【方針】

住民一人ひとりが、ごみを減らす工夫に心掛け、生活様式、活動様式等を見直す等、ごみ問題に対する住民意識を高め、「もったいない」の意識や自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐために、情報の提供や環境教育の充実を図る。

【実施状況】

(1) 環境教育セミナー

環境教育の推進について、特に将来を担う子ども世代から、ごみの減量化やリサイクル、地球環境等に関する教育を進めることにより、将来にわたって環境意識が根付き、子どもを通じてあらゆる世代にその意識が広がると期待されるため、町立5小学校の4年生を対象に環境教育セミナー（「やってみよう！ゴミの出し方・減らし方」～今日からめざそう！エコライフ～）を実施している。

	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
環境教育セミナー	393	439	392	395	401

（単位：人）

(2) 環境セミナー

将来を担う子ども世代から、ごみの減量化やリサイクルに対する意識を高め、ものの大切さや地球環境を大切にする心を育むため、環境セミナーを開催している。特定非営利法人グリーンパーク熊取の皆さんの協力のもと、小学生を対象に夏休みの宿題としていただけるよう、牛乳パックを利用した貯金箱作りなどを実施した。また、同伴された保護者の方には、ごみの減量化や分別、「4R」の取組、及び地球温暖化対策としての省エネ対策などのセミナーを行い、ごみの問題を身近な問題として考えてもらう機会としている。

	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
環境セミナー（子ども）	36	26	中止	中止	7
（保護者）	19	23			6

（単位：人）

※令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(3) 井戸端セミナー

住民のみなさんが主催する集会や学習会などへ町職員が出かけ、日常生活の中で、知りたい・学びたいと思う事業や施策についてセミナーを開催し、興味のあるテーマを選択できるようにしている。

《環境課講座メニュー》

- ごみの減量化・リサイクル ～4つの {R} でごみを減らそう～
- ごみの分け方・出し方について ～ごみの分別方法と出し方について～
- カーボンニュートラルに向けて ～熊取町の地域温暖化対策にはどんなものがあるの
だろう？また、わたしたちが出来ることってなんだろう～

《環境センター講座メニュー》

- 熊取町のごみ処理 ～ごみ処理とごみの資源化～

4. 住民・事業者・行政が協働してごみ処理に取り組む

【方針】

生産から流通、消費、廃棄に至るまで、環境への配慮をしながら、的確で効果的なごみ処理を進めるため、住民や事業者、そして町（行政）がそれぞれ担うべき役割や責任について、相互に理解を深め、力を合わせながら、ごみの減量や資源の有効活用に向け社会全体で協働して積極的に取り組む。

特に、町（行政）として、住民や事業者の模範となるよう公共施設ごみの排出抑制・再資源化に取り組む。

【実施状況】

(1) 廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）

廃棄物の減量化、資源化、適正処理、地域の清潔保持等を、町と連携しながら地域ぐるみで推進するため、自治会ごとに1～2名設置。毎年、廃棄物の減量化、資源化、適正処理、地域の清潔保持等に関する研修会があり、2年に1度は視察研修がある。

	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	
廃棄物減量等推進員	47	48	47	47	47	
研修会	19	22	書面開催	資料送付	24	(単位:人)
視察	20	—	中止	—	7	
アンケート（集団回収実施自治会数:前年度実績）	29	29	27	27	29	(単位:団体)

※令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により集合研修中止

(2) 環境美化強化月間・路上喫煙禁止街頭啓発キャンペーン

本町では、「大阪でいちばんきれいなまちをめざして」を合言葉に様々な取り組みをしており、平成26年度からは、熊取駅周辺地域、夢広場及び町道熊取駅前線等を路上喫煙禁止区域に指定し、職員・安全パトロール隊によるポイ捨てに対するパトロール、指導を実施している。

また、環境美化月間である5月と11月に、くまとり美しいまちづくり推進委員と町職員で、町道熊取駅前線等の路上喫煙禁止区域の清掃活動や熊取駅での街頭啓発キャンペーンを実施している。

	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
ポイ捨てパトロール	79	76	55	64	46
駅前清掃活動（5月）	32	47	中止	中止	中止
（11月）	30	39	中止	中止	21

（単位：人）

※令和2年度、令和3年度、令和4年度前半は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

5. 安全・安心で確実な処理に取り組む

【方針】

住民の安全・安心に関する意識が高まっていること等を踏まえ、安全・安心がしっかりと確保された循環型社会を形成するための取り組みを進める。排出されるごみは、極力資源化や減量化・減容化等を図ることを念頭におき、ごみの種類に応じた効率的かつ適正な処理・処分に取り組む。

【実施状況】

(1) 中間処理施設に係る計画等

環境センターでは、老朽化した設備の長寿命化が大きな課題であることから、大規模修繕を合理的に行い安全かつ安定的な運営と修繕費用の平準化を目的とした「環境センター長期維持補修計画表」を作成している。また、令和2年2月には、環境センターの個別施設計画となる「環境センター長寿命化総合計画」を策定した。

(2) 災害廃棄物等の処理に関する基本協定

平成30年台風21号により発生した大量の災害廃棄物を迅速に受け入れ、円滑な処理・処分を完遂した大栄環境株式会社と、災害及び不測の事態が発生し熊取町で処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するため、災害時における協力に関する協定を令和元年8月に締結した。

(3) 災害廃棄物処理計画

発生が予想される大規模災害により、広範囲の建物被害によるがれきや片付けごみ、避難所からのごみ・し尿などの廃棄物が大量に発生したことを想定し、それらの廃棄物と通常発生する廃棄物を生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再資源化を図りながら円滑な処理を推進するため「熊取町災害廃棄物処理計画」を令和3年3月に策定した。

第8節 前計画目標の達成度

前計画における目標達成度を表 2-8-1 に示す。

表 2-8-1 前計画目標達成度

項目			基準値	目標値	状況	達成度
			H24	R5	R4	R4実績
家庭ごみ	排出原単位	g/人・日	619.0	594.2	577.3	102.9%
事業系ごみ	発生量	t/年	3,178	2,987	3,009	99.3%
公共施設ごみ	発生量	t/年	561	499	492	101.4%
再生利用	再生利用率 (資源化率)	%	16.0	16.0	12.7	79.4%
ごみ総排出量	原単位	g/人・日	848.8	819.7	800.9	102.3%

注) 項目中、家庭ごみ排出原単位とは、家庭ごみ集団回収量を含んで算出した一人一日当たりの排出量。

注) 項目中、再生利用率(資源化率)は、家庭ごみ集団回収量を含む。

注) 項目中、ごみ総排出量は、家庭ごみ集団回収量を含むごみ排出量(家庭ごみ、事業系ごみ、公共施設ごみ、集団回収量)合計。
原単位とは、一人一日当たりの排出量。

令和4年度の家庭ごみ排出原単位は令和5年度目標を2.9ポイント上回っている。

令和4年度の事業系ごみの発生量は令和5年度目標を0.7ポイント下回っている。

令和4年度の公共施設ごみ発生量は令和5年度目標を1.4ポイント上回っている。

令和4年度の再生利用率は令和5年度目標の20.6ポイント下回っている。

令和4年度のごみ排出量合計の原単位は令和5年度目標を2.3ポイント上回っている。

第9節 課題の抽出・検討

第1節から第8節までの状況を踏まえ、本計画の目標達成に係る課題として、以下の事項が考えられる。

1. 発生・排出における課題

(1) 家庭ごみへの対応

①広報・啓発活動の推進

ごみの排出抑制や再資源化の促進においては、排出者のごみ問題に関する意識や排出マナーを向上させることが重要である。令和4年度における家庭ごみの排出原単位の目標達成度が102.9%、同じく再生利用率の目標達成度が79.4%となっている。このため、次に掲げる事項のうち、とりわけリサイクルや分別等の資源化に関する事項について特に重点的に広報啓発する必要がある。

○ごみの発生抑制やリサイクル（脱炭素社会の実現に向けて）

○ごみの分別区分・分別基準（新区分・新基準を含む。）

○分別排出の徹底（資源ごみ抜き取り防止対策を含む。）

○生ごみ処理機等購入費補助制度

○地域における集団回収の推奨

○食品ロスの抑制

○プラスチック使用製品廃棄物への取り組み

○特定家庭用機器廃棄物や適正処理困難物等の不適正処理の防止

○不法投棄の防止（ポイ捨て禁止を含む。）

○新たなリサイクル施策の取り組み

②環境教育の推進

ごみの排出抑制等の施策を推進していくためには、住民の協力が必要不可欠であり、分別やリサイクルに対する住民一人ひとりの理解を促す必要がある。このため、ごみ処理を含め環境問題に関する学習機会を継続して創出する必要がある。

③ごみ処理有料化後の対応

平成19年10月の家庭系粗大・不燃ごみ有料制（電話申込制）の導入に引き続き、家庭系可燃ごみについても、平成21年4月から有料制（指定袋制）をスタートし、制度の中心的な目的であるごみの減量化が継続的に果たされているが、今後についてもその状況を見極めていく必要がある。

(2) 事業系ごみへの対応

本町では、ごみ処理量の約30%を事業系ごみが占めており、近年では、約3,500～3,600 t / 年程度で横ばい状態である。令和4年度における事業系ごみ発生量の目標達成度が99.3%であることを踏まえ、今後も減量化・再資源化への取り組みが必要となっている。

とりわけ、事業系一般廃棄物の排出量が特に多い事業者に対しては、引き続き事業系一般廃棄物の減量に関する計画書等の提出を依頼し、これによりごみの減量化、再資源化の必要性、事業者としての責務について理解を促す。

(3) 公共施設ごみの抑制

公共施設ごみについては、ごみ処理量に占める割合は約4%程度と大きくはない。また令和4年度における公共施設ごみ発生量の目標達成度が101.4%と目標を達成している。

公共施設については、これまで町民や事業者の模範となるべく、個別の目標を設定していたが、公共施設の雑木の伐採作業を、経費節減のため委託から直営に切り替えたことによるごみの増加分を含んでも目標が達成できていることから、一定その役割は達成したと考え、今後は、公共施設も1事業所として事業系の内数の中で管理していく。

2. 収集・運搬における課題

(1) 分別収集の適正化及び拡大検討

本計画における再生利用率（資源化率）の令和4年度実績における目標達成度は、集団回収量の大幅な減少などにより79.4%となっており、再生利用率（資源化率）向上に向けた具体的な検討を行う必要がある。

一方、平成26年4月からは、条例により町が指定する者以外の者による資源ごみの収集運搬を禁止したことから、資源ごみの抜き取り防止対策としてパトロールを実施している。

今後も、排出者（住民）による資源ごみ分別が適正に継続できるよう、引き続き廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）と連携しながら、制度の普及PRに努める必要がある。また、リサイクルについては、中国の資源ごみ輸入禁止や欧州・米国のプラスチック製品の製造禁止などの世界的な流れの中で、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されたことから、国内の再資源化事業の動向を注視しながら、適宜、適切な処理を検討する必要がある。

また、「その他紙製容器包装」の資源ごみ収集については、適切な時期に効果的な導入ができるよう引き続き検討する必要がある。

(2) 合理的、効率的な収集・運搬体制の整備

ごみの発生・排出状況及び処理処分方法に即した住民サービスの適正化及び処理コストの分析等を通じて、合理的、効率的な収集・運搬体制の整備を図る必要がある。

なお、その間、家庭ごみについては、環境保全・公衆衛生の観点から、安定した収集・運搬が必要であるため、継続して現状の収集・運搬方法を実施していく。また、高齢者の粗大ごみ排出サポート事業については、支援が必要な高齢者が今後も増加していくと見込まれることから、引き続き継続して実施していく。

3. 中間処理における課題

(1) 環境センターの施設能力の維持

第4節でも述べたとおり、中間処理施設である環境センターは、平成4年から稼働を開始し30年が経過する老朽化が進んだ施設である。この施設の長寿命化を図っていくためには、計画的な大規模修繕の実施や1年を通して実施している定期点検整備などを適正に進めていく必要がある。また、ごみ処理広域化に伴う新ごみ処理施設整備事業の進捗状況によっては、長期的な維持補修計画を柔軟に見直し適正な維持管理により施設の能力維持に努めていく必要がある。

(2) 新ごみ処理施設整備事業の推進

新ごみ処理施設の整備については、国の方針でもある広域処理を推進し、より効率的なごみ処理を実施する観点から、近隣の泉佐野市、田尻町との広域処理を目指すべく平成29年度より協議を進めてきているところであり、令和5年において施設整備基本設計を策定し、環境影響評価等を実施している段階である。

今後も引き続き関係市町間での協議を重ね、新施設建設に係る費用、スケジュールなどの内容精査を進め、合理的かつ効率的に事業推進していく必要がある。

(3) スtockヤードの効率的運用検討

資源ごみを再資源化するためには、環境センターのストックヤードで、資源化物を品目毎に一時貯留する必要がある。今後も、循環型社会の推進の観点から資源ごみの分別区分が増えた場合や情勢の変化に対応した施設管理が必要である。

(4) 粗大ごみのリユース方法の検討

粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理を行い、鉄・アルミ等の再資源化を図っているが、ごみの減量化・再資源化の観点からも、粗大ごみを再生・再利用することは有効であると考えられ、平成20年度から再使用できる粗大ごみを譲渡する「リユース品提供事業」を開始している。今後も更なる取り組みの検討が必要である。

(5) 適正処理困難物等への対応方法の検討

廃タイヤ等の適正処理困難物、特別管理一般廃棄物、有害ごみ等は、環境センターでの適正な中間処理が困難であるため、実際の処理については、製造業者や販売店に協力を求める等、処理ルートの整備・確保についての情報を常に更新し、周知に努める必要がある。

また、推進している新ごみ処理施設整備事業において、どのように対応するかの検討が必要である。

4. 最終処分における課題

焼却残渣及び不燃残渣は埋立処分する必要があるが、現在、大阪湾広域臨海環境整備センターに委託して処分しているが、当然、埋立容量に限りがあることから、ごみの排出抑制・再資源化の促進等、最終処分量の低減に努める必要がある。また、近年、埋立物については含有成分の搬入基準を遵守するよう厳しく求められていることから、この基準を満たす必要がある。

5. その他の課題

(1) ごみ処理経費の低減策の検討

ごみ処理事業は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に行われるが、多額の費用を要することから、広域化によるごみ処理経費の効率化に取り組むことに加え、収集・運搬から中間処理、最終処分に至る各段階において、ごみ処理経費の低減を念頭においた効率的なシステムについて日々研究する必要がある。

(2) ボランティアの育成及び地域との連携

ごみの排出抑制や再資源化を促進するためには、排出者の意識や排出マナーの向上を図ることが重要である。

本町では、既に、廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）制度を平成20年度から立ち上げ、地域におけるごみ減量化や分別排出の促進を、推進員と町とが連携しながら進めているとこ

ろであり、今後においても当該取り組みを継続し、ごみ減量化をはじめとした諸課題に対応していく必要がある。

(3) 魚あら（魚腸骨）の処理について

卸売市場や小売店等で発生する魚の内臓、骨、皮などの不可食部分については、市町村が統括的処理責任を有する事業系一般廃棄物であるが、水分が多く腐敗が早く悪臭を放つため、市町村の清掃工場での焼却処分が困難であることから、昭和62年度に大阪府と府内の市町村で魚腸骨処理対策協議会を設置した。平成6年度からは、大阪府や各市町村の負担金で、民間事業者へ共同処理委託を実施した。

平成31年度からは排出事業者負担へ移行したが、適正な処理が安定して行われていることから、協議会を廃止し、令和6年度からは大阪府と各市町村で後継組織を設置し、魚あら処理の状況や公害防止措置状況など、情報共有を行っていくこととなっている。

6. ごみ処理の評価

市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成25年4月改訂：環境省）では、循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取組の考え方として、「市町村は、一般廃棄物処理システムの改善・進歩の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により公表するものとする。」としている。よって、一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和3年度実績版）を使用して、点検・評価を行った。偏差値によるレーダーチャートを図2-9-1に示す。

(1) 廃棄物の発生〔偏差値 52.6/評価：ほぼ平均〕

人口一人一日当たりごみ総排出量は0.835kg/人・日であり、類似市町村間の平均0.895kg/人・日と比較するとほぼ平均的な水準である。

(2) 再生利用〔偏差値 45.8/評価：ほぼ平均〕

廃棄物からの資源回収率は0.139t/tであり、類似市町村間の平均0.173t/tと比較するとほぼ平均的な水準である。

(3) 最終処分〔偏差値 45.6/評価：ほぼ平均〕

廃棄物のうち埋立処分される割合は0.127t/tであり、類似市町村間の平均0.097t/tと比較するとほぼ平均的な水準である。

(4) 費用対効果

- ・人口一人当たり年間処理経費〔偏差値 49.5/評価：ほぼ平均〕

人口一人当たり年間処理経費は16,561円/人・年であり、類似市町村間の平均16,177円/人・年と比較するとほぼ平均的な水準である。

- ・最終処分減量に要する費用〔偏差値 47.4/評価：ほぼ平均〕

最終処分減量に要する費用は60,427円/tであり、類似市町村間の平均52,565円/tと比較するとほぼ平均的な水準である。

※ 偏差値が65以上で「優れている」、55以上65未満で「やや優れている」、45以上55未満で「ほぼ平均」、35以上45未満で「やや劣っている」、35未満で「劣っている」と取り組みを評価した。

標準的な指標 1（偏差値によるレーダーチャート）

市町村名	大阪府熊取町	人口	43,148人				
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率		98.4%		Ⅲ次人口比率

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	自己設定	5000人以上～50000人未満
	産業構造		考慮していない

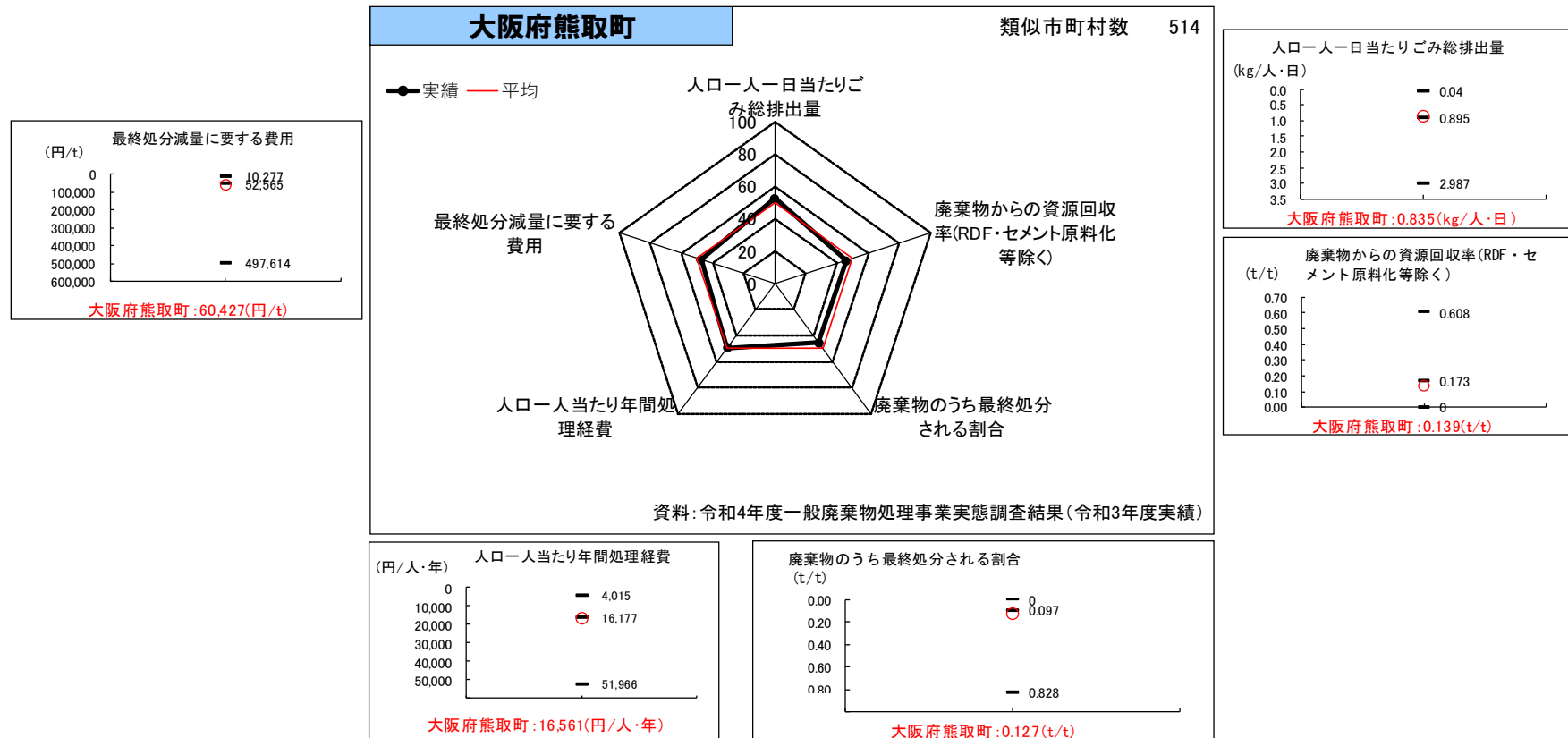


図2-9-1 偏差値によるレーダーチャート